

豊川市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊川市教育委員会は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、豊川市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、豊川市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる団体の推薦を受けた者及び学識経験者のうちから教育長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の基本計画の策定が完了した日までとする。ただし、欠員が生じた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができな

い。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによるものとする。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、教育の振興のための施策に関する特定の事項を調査研究させるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、教育委員会事務局に置く部長級職員、次長級職員及び課長級職員をもって構成する。

3 作業部会は、必要があると認めるときは、作業部会の構成員以外の者を作業部会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会に関する庶務は、教育委員会庶務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。